

東葛支部だより

令和2年

4/1

第121号(春季号)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台316-17

TEL：04-7129-0803 URL：http://www.tohkatsu-gyosei.jp

発行人：伊佐 智 編集者：関谷一和 齋藤三博 嶽崎真里子 飯田利治

〔支部会員の動向〕	個人会員	426名
令和2年2月末現在	法人会員	2名
	合計	428名



伊佐支部長の挨拶

会員の皆様には、平素より東葛支部の事業運営についてご理解とご協力を賜わりましてありがとうございます。

中国武漢市を発端に、日本でも猛威を奮う新型コロナウイルス感染症は、国民の健康のみならず、経済活動にも多大なる影響を及ぼしており、会員の皆様も様々な形で生活に影響を受けておられることと思います。支部運営におきましても、皆様の健康と安全を優先し、市民無料相談会の中止や会議の縮小など、感染拡大防止に努めて参ります。

新年賀詞交歓会では、多くのご来賓をお迎えし、日頃の協力関係に謝意を表するとともに、更なる協力体制の構築に向けて関係強化に努めました。品格ある式典を継続して開催することは、行政書士の品位保持と社会的地位の向上に貢献するものと考えます。また、支部会員同士の親睦を図ることは、業務向上や共通認識、組織力の強化などに有効であると考えます。今後もこうした新年賀詞交歓会の開催意義を大切に、運営に取り組んで参ります。

昨年は行政書士法の改正が行われました。令和元年12月4日に交付され、1年6ヶ月後に施行されます。主な改正内容は、①法律の目的に「国民の権利利益の実現に資する」ことを明記する、②社員が一人の行政書士法人を許容する、③行政書士会による注意勧告権を新設する、の3点です。行政書士の社会的な役割が一層重みを増すこととなる今回の改正は大変喜ばしいことです。会員の皆様も気持ちを新たに「行政書士という看板」に磨きをかけ、業務に励んでいただきたいと思います。

改正行政書士法により私達への期待が高まる一方で、会員に対する苦情が後を絶ちません。行政書士法が進化しても、私達自身がそれに対応していかなければ、いつか国民の皆様に「必要ない資格」という認識を持たれかねません。クライアントは専門家である行政書士に期待しています。期待していたとおりに物事が進まないとき、人は不安を抱きます。そして不安は焦燥を生み、不信へと変わります。そうなる前に、会員の皆様には、クライアントに対するより誠実なご対応をお願いいたします。

今後とも東葛支部の発展のため、変わらぬご助力、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

新年賀詞交歓会報告 (総務部)

本年の新年賀詞交歓会も、昨年同様日政連千葉会東葛地区との共催で、下記の通り開催しました。

当日は来賓として各市の市長様・友誼団体代表をお招きし、又支部会員の出席も70名を数え、昨年同様多数のご参加をいただきました。

支部長の年頭挨拶、ご来賓からの祝辞、井崎流山市長からの祝電披露の後、竹内義彦相談役より乾杯のご発声をいただき、和やかに宴は進みました。9名の新入会員の紹介も大いに盛り上がり、最後は大澤康人副支部長の中締めをもって閉会となりました。

日時：令和2年1月18日(土) 午後4時開会
場所：ザ・クレストホテル柏

【出席ご来賓】(順不同)

松戸市副市長 山田哲也様
野田市長 鈴木 有様
柏市長 秋山浩保様
我孫子市長 星野順一郎様

千葉県税理士会柏支部 支部長 加藤優一様
千葉県税理士会松戸支部 副支部長 栗原正幸様
千葉司法書士会柏支部 支部長 高橋英俊様
千葉司法書士会松戸支部 支部長 須田淳史様
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部
支部長 遠藤博一様
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会松戸支部
支部長 平川嘉博様
千葉県行政書士会 副会長 関谷一和様
日本行政書士政治連盟千葉会 副会長 飯島 孝様
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
千葉県支部 副支部長 桑本 博様
(報告者 総務部長 羽田久美子)

相談会等の相談員として必要な改正の知識に及び、今回の研修で得た知識は、各市の無料相談会を通じて相談者のために役立つことになるでしょう。

市民に身近な法律である民法の理解を深める今回の研修は、行政書士制度の浸透に有益な研修になったものと考えます。

(報告者 研修部長 飯島 孝)



第 3 回 支 部 研 修 報 告 (研 修 部)

令和元年度第3回支部研修を下記のとおり開催しました。

日 時：令和2年2月15日13:30～16:30
場 所：松戸商工会議所 中会議室
テーマ：改正民法と行政書士業務の接点
講 師：清水健介先生（弁護士）



本年の改正は改正民法について条文や制度のあらましから具体的な業務に即した個別の内容まで余すところなくご講義をいただきました。参加された方々の改正民法に対する理解がより深まったのではないのでしょうか。特に相続法については、当支部市民相談部所管の無料

定 時 支 部 総 会 の ご 案 内 (総 務 部)

会員の皆様には、日頃より支部活動に格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス流行の影響で各方面に様々な影響が出ているところではありますが、令和2年度の支部定時総会は、下記要領で開催する予定で現在準備を進めております。

議案書等は後日送付いたしますが、政府からの要請等の理由により開催の適否に関する判断を変更する可能性もありますので、今後の情報にご注意ください。

記

日時：令和2年5月16日（土）午後3時開会
場所：松戸商工会議所

(総務部長 羽田久美子)

業務情報特集 (新型コロナウイルス対策)

年明けから国際的な問題となっている新型コロナウイルスが、国民生活に多大な混乱をもたらしています。

そこで、新型コロナウイルス対策として現在実施されている行政手続のうち、行政書士業務に関連するもののいくつかを特集として取り上げます。

いずれも国民生活に直結する重要な情報であり、国民の権利利益の実現に資する活動を旨とする私たち行政書士としてはこれら対策の周知を通じて国民に寄り添い、社会的使命を深く自覚し行動することが求められていると言えるでしょう。

【国土交通省関連】

(建設業関係)

★学校の臨時休業等に伴う建設業法上の取扱いの明確化について

<https://www.mlit.go.jp/common/001331081.pdf>

監理技術者・主任技術者が、養育する子どもの臨時休校等に伴い、短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について発注者・元請等の了解を得ていることを前提に、差し支えないものとする

★監理技術者講習における対応について

<https://www.mlit.go.jp/common/001331078.pdf>

少なくとも令和2年3月末までに実施予定の監理技術者講習については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、それ以降に延期又は指定された方法での自宅学習による実施にて対応する(広報部注:措置期間の延長等にご留意ください)

★直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について

<https://www.mlit.go.jp/common/001333019.pdf>

今後公告する工事等のうち、通知に基づいて工事等の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする

また、通知に基づいて調査・設計等の業務の一時中止等を行ったことにより完了が年度を越える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない

(観光関係)

★宿泊事業者向けの特別相談窓口の設置について

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001327180.pdf>

中国からの団体旅行や個人向けパッケージ商品の取り扱いが停止されたこと等により、外国人観光客減少等の経営環境の変化に直面している宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、地方運輸局等に特別相談窓口を設置している

★旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行者等向け特別相談窓口の設置について

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000253.htm

旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行者等等の不安を解消するため、地方運輸局等内に特別相談窓口を設置し、旅行者等の状況や要望を聞き取った上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行う

(自動車関係)

★自動車検査証の有効期間の伸長について

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001331341.pdf>

道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間が満了する日が、2月28日から3月31日までの自動車全てを対象として、自動車検査証の有効期間を4月30日まで伸長する

また、継続検査を受検するまでに自動車損害賠償保険(共済)に係る保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続が4月30日を限度として猶予される(広報部注:措置期間の延長等にご留意ください)

【法務省関連】

(在留資格制度関係)

★窓口混雑緩和策について

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

3月又は4月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人(短期滞在及び特定活動のものを除く)からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該在留外国人の在留期間満了日から1か月後まで受け付ける(広報部注:措置期間の延長等にご留意ください)

★帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる者に対しては、原則として、30日の短期滞在の在留期間更新若しくは特定活動への在留資格変更を許可するなどの措置を講じる

また、新型コロナウイルス感染症に関する上陸制限措

置対象者に対する在留資格認定証明書交付申請については、①既に申請を行っている場合、審査を保留②申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合、受入機関作成の理由書のみをもって審査③再入国出国中に在留期間を経過した者など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合、申請書及び受入機関作成の理由書のみをもって審査することとする

(法人関係)

★定時株主総会の開催に関する定款の定めについて

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられる

また、会社法上、基準日株主が行使することができる権利は、当該基準日から3か月以内に行行使するものに限られているところ、定款で当該基準日が定められている場合において、新型コロナウイルス感染等のおそれから、当該基準日から3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、会社は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要がある

(相続関係)

★相続放棄等の熟慮期間の延長を希望する場合について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00025.html

親族が亡くなったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、熟慮期間内に相続の承認又は放棄をすることができない場合、この期間を延長する旨、家庭裁判所に申立てをすることができる

【厚生労働省関連】

現在発表されている対策は雇用関連若しくは雇用保険法等に基づく助成金に関するものが多く、行政書士業務とは言えない領域になりますが、参考情報として以下のURLをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【総務省関連】

★公共料金支払期限延長等の実施について

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html

経済的な事情により定められた期日までに料金の支払が困難な場合や外出ができず支払や契約更新等の手続が難しい場合を想定して、利用者が不利益を被ることがないように、各事業者に対して、利用者の状況に配慮し、十分な猶予期間を設ける等柔軟な措置を講ずるとともに、当該措置を広く周知することを要請した

★マイナンバーカードの保管期間の延長等について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000675118.pdf

カードの交付通知書を送付後、一定期間経過しても申請者がカードを受け取りに来ない場合に送付することとしている督促については当面差し控え、既に督促を送付しているカードについて、90日を経過しても申請者が受け取りに来ない場合でも当面廃棄は行わず保管を継続することとした

【経済産業省関連】

★事業者に対する支援策パンフレットの更新

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

主に融資補助並びに補助金の募集に関する情報の充実を行った

【千葉県関連】

★中小企業者に対する金融支援について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/ncov/colona4.html>

国による「危機関連保証」が発動されたことを受けて、県制度融資のセーフティーネット資金(危機関連保証枠)を新たに設定するなどした

【その他】

千葉県における経営事項審査の受審日に関する取扱い(郵送受付も可とする等)など、対策に関する情報は日々更新されています。

各省庁・自治体のみならず、本会のHPなどにも常に留意することが必要と思われます。

編集後記

この支部だよりを編集している間にも、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に関するニュース、そしてその対策に関する情報は目まぐるしく更新されています。戦争とも形容される今次の状況ですが、一番に守られるべきものは人々の命であり、生活です。「そのために自分ができることは何か」を一人一人が考え、助け合うことが求められています。出口の見えない長期戦には、信頼と共助こそが最良の武器であると思います。(広報部長 関谷一和)